若桜町
ツキノワグマ等出没対応マニュアル

令和8年8月改訂

鳥取県　若桜町　経済産業課

目次

I.　はじめに.....2
II.　クマ出没時の対応 3
1.　出没対応の選択肢.....3
2.　出没対応方針決定フロー.....4
3.　クマ等出没対応時の連絡体制図 5
4. 必要な役割とその対応者.....6
III.　クマ等の出没時の緊急銃猟による対応 7
1.　緊急銃猟対応フロー（実施主体：若桜町）.....7
2.　各工程の詳細説明.....8

Ⅰ. はじめに

近年、全国的にヒグマ及びツキノワグマ（以下、「クマ」という。）、イノシシ（以下、クマとイノシシを合わせて「クマ等」という。）の人の生活圏への侵入が相次ぎ、人身被害も多く発生している状況を鑑みて、令和7年4月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の一部が改正され、同年9月1日から緊急銃猟制度が開始した。これにより、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏で銃猟をすることが可能となった。

本マニュアルの作成は、事前の準備、各関係者の役割、実施の手順などを整理し、事案発生時の行動指針としてとりまとめることで、人の生活圏にクマ等が出没した際に、緊急銃猟を安全かつ的確に実施することを目的としている。

※本マニュアルの記載内容に対応する「緊急銃猟ガイドライン（令和8年4月改訂環境省）」の関連ページを“【国 P〇〇】”と記載している。

緊急銃猟ガイドライン（環境省）→guideline.pdf

II. クマ出没時の対応

1. 出没対応の選択肢

出没場所や時間、頻度、個体の状態などの出没状況によって適切な対応方法を選択する。詳細は環境省が作成している「クマ類の出没対応マニュアル」（2021）を参照する。

＜追い払い＞

概要	動物駆逐用煙火やゴム弾などを用いて、出没個体を追い払う方法
適用例	林縁が近いなど、出没個体の退路を確保でき、かつ作業者及び近隣住民の安全が確保できる状況
必要な許認可	（煙火類を使用する場合） ・毎年の保安講習の受講 （ゴム弾を使用する場合） ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票

＜捕獲（檻捕獲箱わな）＞

概要	箱わなを使用して出没個体を捕獲する方法
適用例	・狭い範囲で出没・被害が繰り返されている状況 ・夜間にのみ出没する場合や現在は出没していない等、緊急性が比較的高くない状況 ・装薬銃や麻酔銃を使用した捕獲が困難な状況
必要な許認可	・有害鳥獣捕獲許可

＜捕獲（装薬銃・麻酔銃）＞

概要	装薬銃や麻酔銃を使用して、出没個体を遠隔で捕獲する方法 ※装薬銃では致死的な捕獲、麻酔銃では非致死的な捕獲となる
適用例	バックストップ（安土）が確保でき、跳弾の発生がない場所 （麻酔銃の場合）出没個体が逃走できない場所、逃走する姿を追跡できる場所、撃ち上げ（木に登っているなど）となり装薬銃での対応が困難な場合
必要な許認可	（装薬銃の場合） ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票 ・有害鳥獣捕獲許可　※緊急銃猟の場合は不要 （麻酔銃の場合） ・麻酔銃所持許可 ・危険猟法許可　※薬品の種類や量によっては必要 ・有害鳥獣捕獲許可　※緊急銃猟の場合は不要

	（住居集合地域等で麻酔銃を使用する場合） ・住居集合地域等での麻酔銃猟の許可　※緊急銃猟の場合は不要

＜監視＞

概要	積極的な対応をとらずに、出没個体の動向を警戒する方法
適用例	他に対策の手立てがない場合や、差し迫った危険性がない場合
必要な許認可	特になし

2. 出没対応方針決定フロー

出没対応方針決定フローは以下のとおりとする。ただし、出没や被害の発生状況によっては必ずしもフローどおりに方針を決定できない場合もあるため、事案に応じて柔軟に対応する。※危険鳥獣であるイノシシについても、同フローに準じて対応方針を決定する。

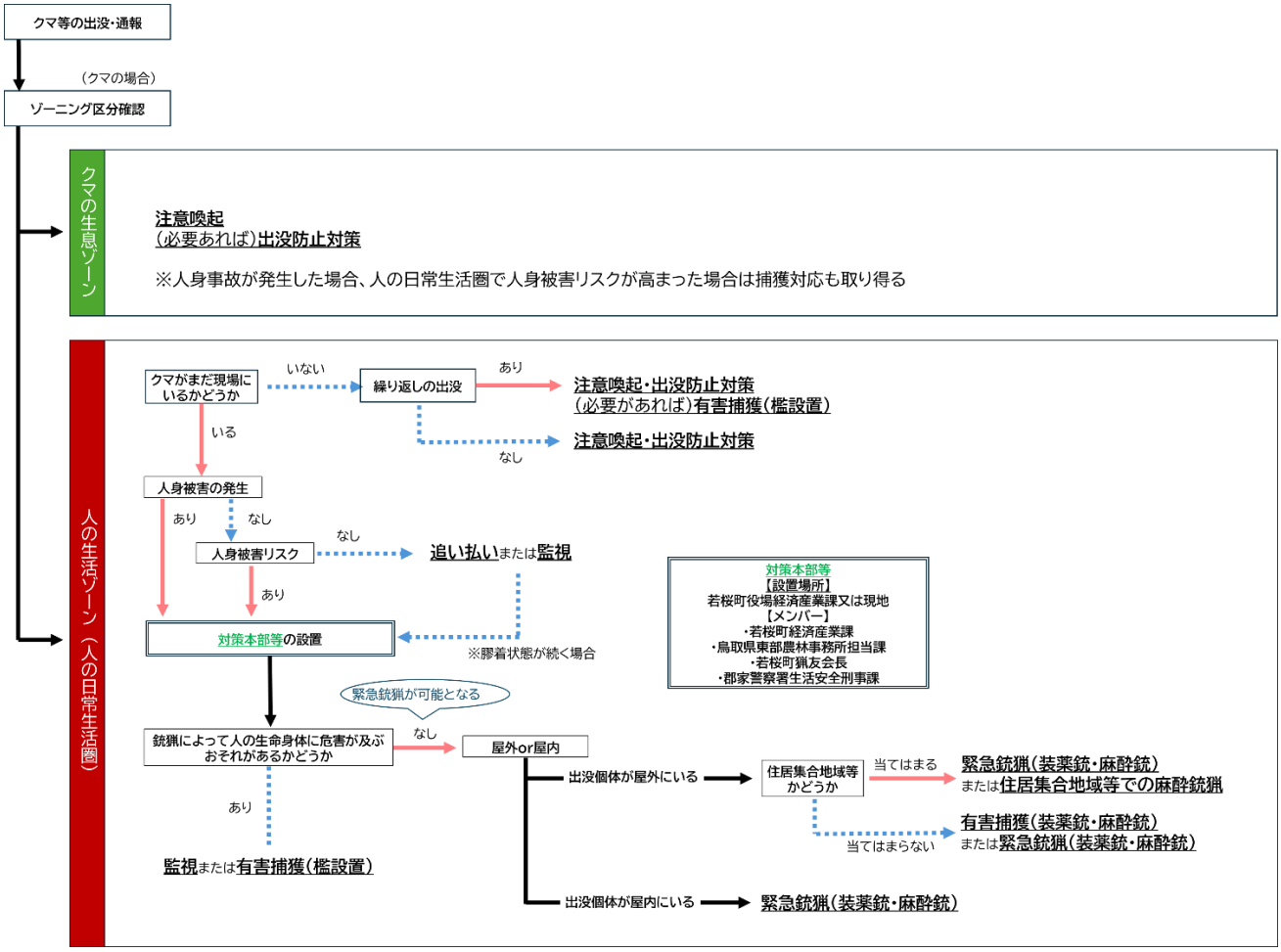

3. クマ等出没対応時の連絡体制図

クマ等出没対応時の連絡体制は以下のとおり。

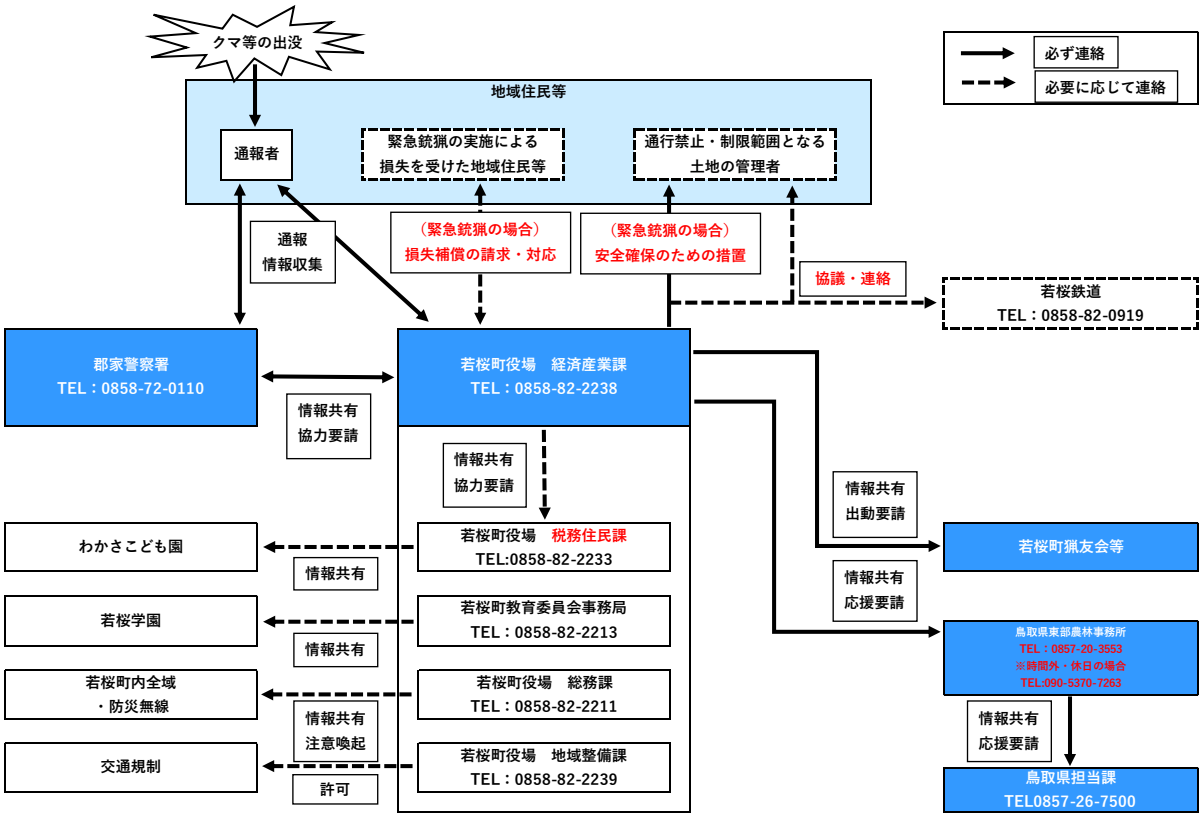

※その他必要な関係機関に対しては、状況に応じて連絡する

4. 必要な役割とその対応者

役割	対応者	内容
権限主体	若桜町（若桜町長） 専決できる者・権原を委任された者	安全確保・緊急銃猟・都道府県への応援要請の権限を持つ（警職法を適用する場合を除く）
捕獲者 【捕獲】	若桜町猟友会※若桜町猟友会で人員確保できない場合は県に応援を要請する	実際に緊急銃猟を実施する者
捕獲者をサポートする者（捕獲者補佐） 【捕獲】	若桜町猟友会	捕獲者ともに行動し、現場でサポートを行う
	若桜町　経済産業課	現地対策本部と捕獲との連絡（緊急銃猟の中断など）を行う 捕獲者を守る
	郡家警察署　生活安全刑事課	緊急銃猟が実施できない場合の緊急的な発砲に備える 捕獲者を守る （警職法※による発砲命令等は現場の警察官が判断することになる）※警察官職務執行法第4条第1項
現場指揮者	若桜町　経済産業課	現地拠点において捕獲を統括し、緊急銃猟の実施に関係するメンバーに指示をする
通行制限を行う者【通行規制】	若桜町　経済産業課 若桜町　地域整備課 郡家警察署　地域交通課	道路等において通行制限を行う
住民への避難を呼びかける者【避難誘導】	若桜町　経済産業課 郡家警察署　生活安全刑事課	付近の住民へ避難を呼びかける
緊急銃猟の様子を記録する者【記録係】	若桜町　経済産業課	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する ※捕獲者の了承が得られた場合のみ
クマ等を監視する者 【監視】	若桜町　経済産業課	緊急銃猟に限らず、最低 1 名は出没個体の動向を安全かつ刺激を与えない距離から監視する
場所の管理者・地権者との調整を行う者 【連絡調整】	若桜町　経済産業課 郡家警察署　生活安全刑事課	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者・地権者と調整を行う
情報共有を行う者 広報を行う者【広報】	若桜町　経済産業課 若桜町　総務課 若桜町　税務住民課 若桜町　教育委員会事務局 郡家警察署　生活安全刑事課	防災無線で周知を行う 緊急銃猟実施時は周辺の住民へ直接周知を行う 若桜学園・わかさこども園へ情報共有を行う
原状回復を行う者 （※他の役割と兼任可）	若桜町 若桜町猟友会	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う
県仲介者	鳥取県　担当課	県機関との連絡調整を行う
県アドバイザー	鳥取県　担当課	緊急銃猟制度の実施に係るアドバイスを行う

III.　クマ等の出没時の緊急銃猟による対応

1.　緊急銃猟対応フロー（実施主体:若桜町）

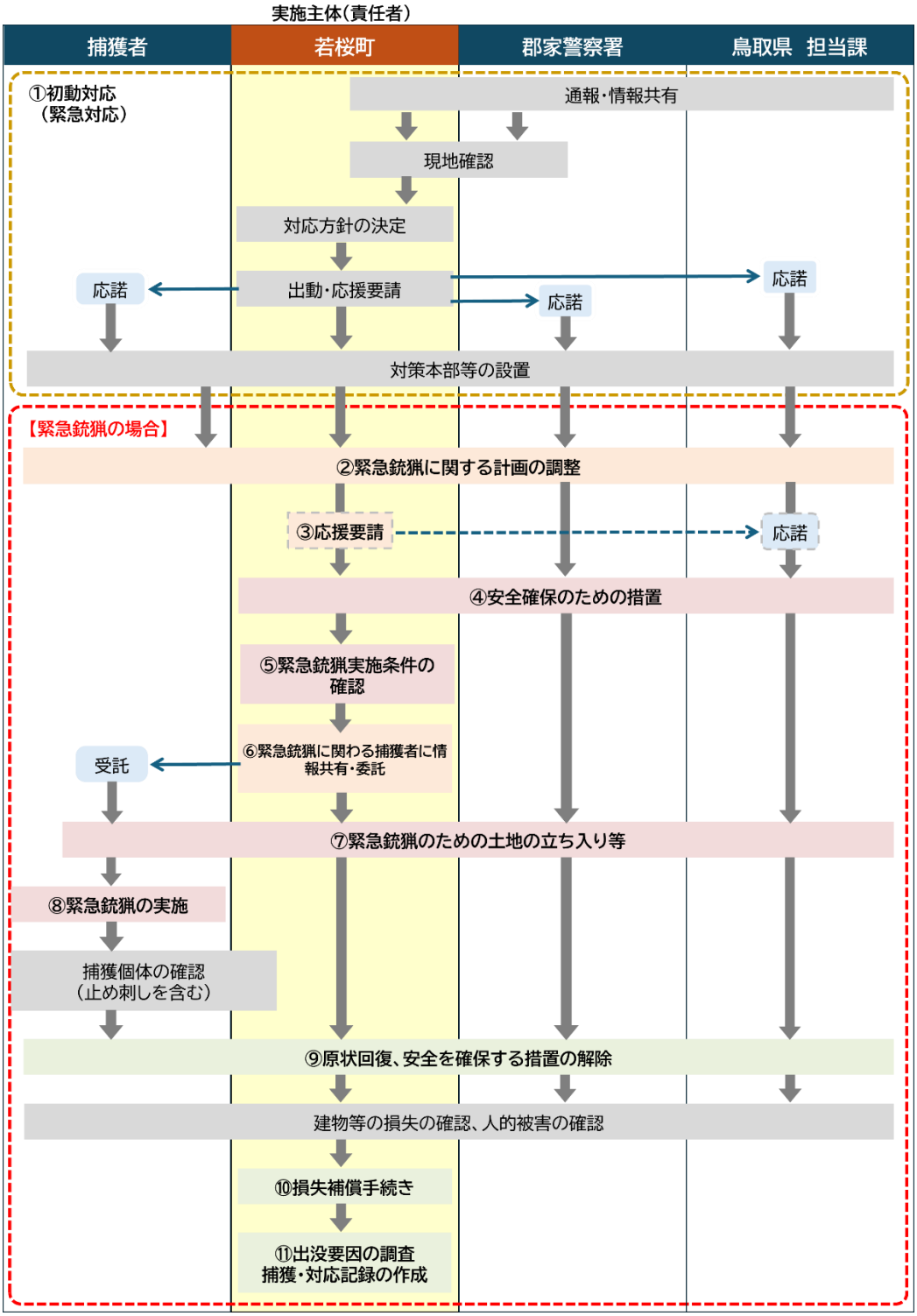

2. 各工程の詳細説明

緊急銃猟対応フローに基づき各段階で、必要な対応を行う

～人の日常生活圏へクマ等が出没～

①初動対応（緊急対応）

（1）通報者から情報を聞き取る 【国 P29】

＜実施すること＞
➤若桜町経済産業課
□クマ出没情報記録票（巻末資料①）を使用

（2）「3. クマ等出没対応時の連絡体制図」に基づき、関係機関に連絡する

＜実施すること＞
➤若桜町経済産業課
□ 郡家警察署に連絡
□ 若桜町猟友会に連絡
□ 鳥取県東部農林事務所に連絡
→鳥取県東部農林事務所から鳥取県担当課に連絡
□ 若桜町（税務住民課、教育委員会事務局、総務課、地域整備課）に連絡（必要に応じて）
□ 若桜鉄道に連絡（出没場所に応じて）
□ 参集メンバーの確認
・若桜町経済産業課
・郡家警察署生活安全刑事課
・郡家警察署地域交通課
・若桜町猟友会
・鳥取県担当課

（3）現地確認を実施する

＜実施すること＞
➤若桜町経済産業課
□ 出没個体の有無と、出没状況（被害状況）を確認
➤監視（若桜町経済産業課）
□ 出没個体を確認した場合は、見失わないよう監視を継続
□ 出没個体の状況に変化があれば対策本部等に報告

（4）出没に伴い人身被害リスクがあるかどうかを判断し、人身被害リスクがある場合『対策本部』及び『現地拠点』（又は『現地対策本部』）の設置を決定する（対応方針の決定）。

※基本的には市街地での出没など安全措置対策のための周辺情報の収集や連絡調整を円滑に行うため、若桜町役場経済産業課に「対策本部」、現場周辺に捕獲の基地となる「現地拠点」を設置する。

※人家の少ない農地での出没など現場で必要な調整が行える場合には「対策本部」と「現地拠点」を兼ねる『現地対策本部』を現場周辺に設置する。

（以下、対策本部、現地拠点、現地対策本部をまとめて「対策本部等」という。）

＜実施すること＞

➤ 若桜町経済産業課

□ 出没した場所、状況から人身被害リスクがあるかどうかを判断

・人身被害リスクがある場合、対策本部等を設置する

・地図や監視からの情報をもとに現地拠点（又は現地対策本部）の設置場所を決定

□ 対策本部等の参集メンバーを決定し、関係各位に応援要請する

⇒対策本部が設置される

対策本部等

➤若桜町経済産業課

□ 参集メンバーとその役割の確認

※急を要する場合は県の到着を待たずに緊急銃猟を実施できるものとする

□ 既存情報の整理・共有

・出没した個体の情報

・出没位置（屋内、屋外など）

・行動状況（移動、居座り、採餌など）

□ 緊急銃猟を含めた出没個体への対策を検討

・緊急銃猟の見込みを確認（およその条件を確認）する

□ 現状に対する通行禁止、制限範囲（屋内退避・避難）の検討

（5）住民の安全を確保する

＜実施すること＞

➤広報（若桜町経済産業課・総務課・税務住民課・教育委員会事務局・郡家警察署生活安全刑事課）

□ 注意喚起を各種方法によって緊急性に応じて実施 【国 P30】

広報車、戸別訪問、防災無線

自治会への連絡、わかさこども園への周知、若桜学園への周知

クマ出没注意喚起看板の設置

➤避難誘導（若桜町経済産業課・郡家警察署生活安全刑事課）

□ 必要に応じて住民の屋内退避・避難を誘導

②緊急銃猟に関する計画の調整

現地拠点（又は現地対策本部）

現場近くで現場指揮者と捕獲により、使用する銃器、発砲の向きなどの緊急銃猟に関する計画を調整する。

※打合せは、対象個体を刺激しないかつ緊急時にすぐに対応できる場所で実施する

※監視は、対象個体を継続的に監視し、個体の動向を現場指揮者に共有する
（監視は個体に近づきすぎないよう注意）

＜実施すること＞

➤現場指揮者（若桜町経済産業課）

（捕獲体制）

- □ 捕獲者が使用する銃器の確認
  ※クマとの距離や屋内・屋外の状況等から適当であるか確認する
- □ 地図を見ながら捕獲者の位置・射撃方向等を検討
  ※クマがどの範囲にいるときであれば発砲可能かも確認する
- □ 捕獲者・捕獲者補佐の隊列や発砲時の捕獲者補佐の位置を検討
- □ クマが移動した場合の捕獲者場所の検討
  ・建物がなければ自動車を配置するなど
- □ 関係者の詳細な役割分担や対応時の動き、配置を明確化
  ・各関係者間の連絡手段も確認する
- □ 緊急銃猟が中止となる場合の対応を検討
  ・どのような時に中止となるか、想定される状況を確認しておく
  例）通行禁止・制限範囲への人の立入り、対象個体の逃走
  ・中止となった場合の合図、連絡方法も確認する
  例）無線での連絡
- □ 対象個体による攻撃に備えた対応、実際に攻撃された場合の対応を確認
- □ 発砲後の死亡確認時の動きを検討
  例）個体に接近する際の人員配置、確認方法
- □ 手負い個体への対応を検討
  ・速やかに捕獲できるよう、複数の捕獲者を異なる場所に配置できると良い
  ※その際は射撃の順番や射線など事前に捕獲者間で確認共有しておく
  ・手負い個体を見失った場合は、最終確認地点、移動方向、被弾の状況を関係者間で共有する（捕獲者の要件）

（捕獲関係者の配置・安全確保）

- □ 捕獲関係者の防護装備や連絡手段等の配備の確認
- □ 対象個体を見失った場合の対応方法を検討
  ・対象個体の最終確認地点、移動方向を関係者間で共有する
  ・対策本部へ速やかに報告し、地域住民への周知を徹底する
  ・対象個体を見失った場合は、参集メンバー（若桜町経済産業課・郡家警察署

生活安全刑事課・鳥取県担当課・若桜町猟友会）で30分間を目安に捜索する
（捕獲者の要件）
□ 捕獲者が緊急銃猟の実施要件を満たしていることを確認
・現場指揮者が捕獲者に対して確認する
・捕獲者は同意のサインをする（巻末資料②）
※当日の緊急銃猟実施前であれば、任意のタイミングで確認可

対策本部（又は現地対策本部）

現地拠点の銃猟の計画を点検するとともに、安全を確保するための措置などを検討し、緊急銃猟の実施条件を満たす見込みが立つかどうかを判断する。

＜実施すること＞
➤若桜町経済産業課
（緊急銃猟の計画の点検）
□ 現場指揮者から銃猟計画の報告を受け、計画内容に漏れや問題がないか点検を行う
（安全を確保するための措置）
□ 通行禁止・制限範囲、避難区域を決め、地図上に明示
避難の方法が屋内避難なのか退去なのかも決める
□ 安全の確保を措置するために必要な人員を把握する
（緊急銃猟の4条件）
□ 緊急銃猟の実施条件４つを満たす状況であることを確認
【緊急銃猟を実施するための４つの条件（再掲）】
①クマ等が人の日常生活圏に侵入していること
または、侵入するおそれが大きいこと
②クマ等による人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
③銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
④住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

③県に対する応援の要請

対策本部(又は現地対策本部)

安全確保措置の支援など、必要に応じて県へ応援要請する 【国 P35】

＜実施すること＞
➤ 若桜町経済産業課
□ 安全を確保するための措置に県への応援要請が必要か確認
□ 必要である場合は鳥取県へ応援を要請
※鳥取県にリエゾンがいる場合は、リエゾンを通じて応援要請する
・応援に従事する県職員は現場指揮者の指揮のもと行動する

④安全を確保するための措置の実施

対策本部(又は現地対策本部)

(1)通行禁止・制限範囲の確定 【国 P40】

＜実施すること＞
➤連絡調整(若桜町経済産業課・地域整備課)
□ 「緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害」が及びうる範囲の確認

【緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害】
・人への弾丸の到達
※発射した弾丸、跳弾した弾丸、それぞれについて確認する
・弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害
・被弾したクマ等が興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害

□ 上記の範囲を基に、通行禁止・制限範囲を設定
・範囲は現場の状況により個別に判断する
例) 屋外か屋内か、夜間(日出前/日没後)かどうか
□ 現場に応じて通行制限に必要な人員を確保し、配置・役割分担を明確化

(2)通行禁止・制限実施場所の管理者等への協議・事前連絡、住民への周知 【国 P49】

＜実施すること＞
➤連絡調整(若桜町経済産業課・地域整備課・郡家警察署地域交通課)
□ 通行の禁止・制限をする際は、その場所を若桜町地域整備課・郡家警察署地域交通課に報告
□ 鉄道、索道(ロープウェイ・リフト等)が敷設されている場合は、その管理者と通行禁止・制限を協議

（3）通行禁止・制限の実施、住民の避難

＜実施すること＞

➤通行規制（若桜町経済産業課・若桜町地域整備課・郡家警察署地域交通課）

□ 通行制限を実施する際は、車両又は経済産業課職員等を道路上に配置

※現場の状況に応じて、郡家警察署地域交通課と協力して実施する

※緊急銃猟時の通行制限措置は若桜町長（又は専決できる者・権限を委任されたもの。）に権限がある

➤広報（若桜町経済産業課・郡家警察署生活安全刑事課）

□ 通行禁止・制限範囲にいる者を範囲外または屋内に退避

・屋外退避が危険な場合は、屋内退避を要請する

例） 弾の跳弾や貫通に備え、窓から離れる、窓のない廊下に避難

・通行禁止・制限範囲内で屋内退避する者がいる場合は、その情報を関係者間で共有する

・その場合、必要に応じて射撃位置や射撃方向の変更を検討する

➤広報・連絡調整（若桜町経済産業課・総務課）

□ 退避者、第三者、マスコミ等が通行禁止・制限範囲内に入らないよう、防災無線を使用して呼びかけ

⑤緊急銃猟実施条件の最終確認

対策本部（又は現地対策本部）

安全を確保するための措置がすべて完了し、緊急銃猟の実施条件がすべて整っていることの最終確認を行う。

＜実施すること＞

➤権限主体（若桜町長・若桜町経済産業課）

□ 緊急銃猟時の確認チェックリスト（➤巻末③）に基づいて必要な条件をすべて満たしているか確認する 【国 P58】

緊急銃猟時の確認チェックリスト （巻末資料③）

【緊急銃猟を実施するための４つの条件】

①クマ等が人の日常生活圏に侵入していること
または、侵入するおそれが大きいこと

②クマ等による人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること

③銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること

④住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと

□ 実施条件を満たしていることを確認したら、若桜町長へ報告

⑥緊急銃猟に関わる捕獲者に情報共有・委託

現地拠点（又は現地対策本部）

緊急銃猟の実施に向け、捕獲者に情報共有をする。また、証票の携帯をさせるほか、留意事項を伝達する。

＜実施すること＞

➤現場指揮者（若桜町経済産業課）

- □ 対象個体に関する情報や緊急銃猟を実施する場所を伝達
- □ 弾丸の到達を避けるべき物件を伝達
  - 例） 病院、危険物や引火物を取り扱う工場等
- □ 緊急銃猟が中止となった場合の対応を伝達
  - ・どのような時に中止となるか、想定される状況を確認しておく
    - 例）通行禁止・制限範囲への人の立入り、対象個体の逃走
  - ・中止となった場合の合図、連絡方法を確認する
    - 例）無線での連絡
  - ・中止時は速やかに安全な場所に退避する
- □ 対象個体による攻撃に備えた対応、実際に攻撃された場合の対応を確認
- □ 若桜町長に情報共有・緊急銃猟実施の許可を得る
- □ 証票の受け渡し 【国 P80】
  - ・現場指揮者は、緊急銃猟実施の条件が整ったことを確認して捕獲者に証票となるゼッケン又は腕章を渡す
    - ※証票は土地の立入りをする者と区別できるものとする
    - ※捕獲者は証票を見えるように着用する
    - ※ゼッケンと腕章の両方を渡す場合もある
  - ・捕獲者が証票を着用した時点で、捕獲者の裁量でいつでも発砲可能な状況となる
  - ・中止判断となった場合は、捕獲者に一度証票を返却してもらう

⑦緊急銃猟のための土地の立入り等

現地拠点（又は現地対策本部）

緊急銃猟のため私有地へ立ち入りや障害物の除去を行う場合、該当者全員（捕獲者の証票を携帯する者を除く若桜町経済産業課、郡家警察署生活安全刑事課など）が身分を示す証票を携帯する

＜実施すること＞

➤連絡調整（若桜町経済産業課・郡家警察署生活安全刑事課）

□　緊急銃猟を実施するために土地に立ち入る者及び障害物を除去する者が、証票を携帯または着用しているか確認 【国 P84】

・証票は捕獲者と区別されたものが必要※緊急銃猟と立入りをする者には身に着ける証票（ゼッケン又は腕章）を携帯させ、土地の立入りのみを行う者には身に着けない証票（職員証など）の携帯としてもよい。

⑧緊急銃猟の実施

現地拠点（又は現地対策本部）

緊急銃猟は若桜町長の判断により行われるものであるが、銃猟の実施行為は捕獲者の専門性に委ねることになる

＜実施すること＞

➤捕獲者 【国 P86】

□ 指示または委託の範囲内において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断して捕獲を実施

➤現場指揮者（若桜町経済産業課）【国 P87】

□ 安全確保措置が継続して講じられているかを常に把握

□ 捕獲者に伝達した留意点や関係法令の注意事項が順守されているか確認

□ それらが講じられていない状況や、対象個体が移動するなどして緊急銃猟の実施条件が満たされなくなった場合は、速やかに緊急銃猟の中止の判断をし、その旨を関係者に伝達

※出没個体の逃亡などにより緊急銃猟の条件を満たさなくなった場合には、警職法による発砲命令の準備をしつつ、緊急銃猟の体制を一から整えていくこととなる

※そのため、現場警察官2名は捕獲者、現場指揮者と常に意思疎通が可能な範囲で行動する必要がある

➤記録係（若桜町経済産業課）

□ 緊急銃猟の実施内容をビデオカメラ等で記録

※捕獲者の了承が得られた場合（または希望する場合）のみ

⑨原状回復、安全を確保する措置の解除

現地拠点（又は現地対策本部）

個体の死亡確認し、安全が確保できたか確認する

＜実施すること＞

➤捕獲（若桜町経済産業課・郡家警察署生活安全刑事課・捕獲者）

□ 緊急銃猟の実施後、捕獲個体の生死など安全を確認 【国 P88】

・個体の状態、弾丸の有無（跳弾の有無、着弾部位）を捕獲関係者で確認する

・記録・報告のため写真を撮る

□ 捕獲個体の死亡が確認できたらその旨を現場指揮者へ報告

➤現場指揮者（若桜町経済産業課）

□ 安全が確認出来たら通行制限を含む安全確保措置の解除を対策本部へ依頼

対策本部（又は現地対策本部）

現地拠点から安全確保の連絡を受けた後、安全確保措置を解除する

＜実施すること＞

➤若桜町経済産業課

□ 通行制限を含む安全確保措置の解除を各役割へ指示する

現地拠点（又は現地対策本部）

個体の処理及び原状回復を必要に応じて実施する

＜実施すること＞

➤現場指揮者及び捕獲（若桜町経済産業課・鳥取県鳥獣対策課・捕獲者）

□ 必要に応じて現場を原状回復

・個体の状態、弾丸の有無（跳弾の有無、着弾部位）を捕獲関係者で確認する

・記録・報告のため写真を撮る

□ 捕獲個体は適切に処分

・可能な範囲で外部計測、捕獲歴の確認（耳標・マイクロチップの有無）を実施する

・殺処分した個体は、捕獲者が適切に処分を行う

□ 損失の有無を確認

・損失があった場合、緊急銃猟によって発生したものかどうか確認する

⑩損失補償手続き

被害者から請求があった場合は、若桜町は損失補償をする必要がある 【国 P89】

・物損・人的被害があった場合には、若桜町が加入している全国市町村会総合損害賠償保険制度で損失補償いたします。

⑪出没要因の調査、捕獲・対応記録の作成

対応が終了したら対応報告をまとめ、関係機関へ情報共有を行う 【国 P92】

➤緊急銃猟実施報告（作成：若桜町経済産業課）

緊急銃猟実施報告様式（巻末資料④）

※共有すべき機関・・・鳥取県鳥獣対策課・郡家警察署生活安全刑事課

・必要に応じて報道機関への資料提供を行う

・再発防止対策：当該個体の人の日常生活圏への侵入ルートや誘引物の有無等の調査を行い、被害防止対策を実施する

【巻末資料】

①クマ出没情報記録票

クマ出没情報記録票

No.

記録者	記録月日	令和　　年　　月　　日（　　）		
	所属	役場 ・ 警察署 ・ 交番 ・ 駐在所		
	氏名		連絡先電話番号	（　　）
連絡者	住所	郡・市　　町大字	氏名	
	連絡先電話番号	（　　）		
日時場所	日時	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分頃		
	場所	住所	郡・市　　町大字　　字	
		出没場所(林道・田等)		
出没状況	情報種類	①目撃 ②痕跡（・足跡　・爪痕　・食痕(食べていた物(　　))　・その他(　　))		
	頭数	頭（このうち、親　　頭、子　　頭）　大きさ　　色		
	状況	①移動していた　②休んでいた　③(　　)を食べていた。 ④その他(　　)		
	備考			

出没場所・移動方向等の略図（集落、道路、河川、その他施設名などを付記して下さい。）

対応状況（注意喚起、誘引物除去、追い払い、有害捕獲等の対応状況を記載）

お願い

鳥取県ではツキノワグマの生息状況等を調査し、注意喚起や今後のクマ対策の検討等に活用しています。
出没情報が寄せられた場合にはこの記録票に記入いただき、下記の担当課へ送付くださるようお願いします。
なお、警察署・交番・駐在所が記録票を作成した場合は、出没した市町村にも送付くださるようお願いします。

（連絡先）市町村連絡先は裏面

東部：県庁農林水産部 農業振興局 鳥獣対策課
電話 0857(26)7656　ﾌｧｸｼﾐﾘ 0857(26)8114　夜間・休日 0857(26)7111

中部：中部総合事務所 農林局 農業振興課（経営支援担当）
電話 0858(23)3161　ﾌｧｸｼﾐﾘ 0858(23)3134　夜間・休日 0858(22)8141

西部：西部総合事務所 農林局 農林業振興課（生産流通担当）
電話 0859(31)9643　ﾌｧｸｼﾐﾘ 0859(34)1083　夜間・休日 0859(34)6211

②緊急銃猟時の捕獲者に係るチェックリスト

確認事項

※　チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の著名を得る。

	要件	✔
法令で定める事項 （必須項目）	第一種銃猟免許を所持している ※　装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※　空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 （夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目　（麻酔銃猟をする場合は除く））	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※　なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ　標的の中心から二・五センチメートル ロ　標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※　必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※　委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	

年　　月　　日

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③緊急銃猟時の確認チェックリスト

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 （法第 34 条の２）	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※　人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 （法第 34 条の２）	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※　人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 （法第 34 条の２）	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※　人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 （法第 34 条の２）	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第 34 条の４）	
	地域住民の避難は行われたか（法第 34 条の４）	
	広報（HP や SNS、防災無線等）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか(政令) 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか(必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか ※　屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※　緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか（法第 34 条の３）	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第 34 条の２）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※　スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

④緊急銃猟実施報告様式

緊急銃猟実施報告様式

本報告は、1週間以内程度でのご提出をお願いします。

また、緊急銃猟を実施した日のうちに、本報告様式によらずメール等により、緊急銃猟を実施した旨の事実（①日時、②市町村名、③危険鳥獣の種類）は、環境省までご報告をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えても構いません。

1．基本情報

（1）緊急銃猟を実施した日時

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

（2）緊急銃猟を実施した場所

住所 緯度経度(10 進法)	*※緯度経度については、GPS 又は地図から読み取った情報を記載下さい。*
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	*※例）市街地、建物内（建物の種類：　）、農耕地、道路（のり面含む）、河川敷・堤防、海岸、その他（　　）*
緊急銃猟を実施した場所の状況	*※例）山林から 100m 離れた農地。視界は良い。*
地図	*※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。*

（3）天気

晴れ　・　くもり　・　雨　・　その他（　　）

1

2．危険鳥獣に関する事項

（1） 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類（★）		頭数(★)（親子の場合はその旨記載下さい）		年齢		性別	オス・メス

大きさ	全長	cm	体重（実測・目測）	kg	前掌幅（クマ類に限る）	cm

繁殖状況	※情報の収集方法等については、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」Boxも必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。
個体識別に係るDNA検査の実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。

（2） 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間のクマの行動履歴や緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

（3） 危険鳥獣による被害状況

人身被害　※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害　※該当がある場合に○をつけて下さい。	
その他の被害(具体的に)　※該当がある場合に記載してください。	

（4） 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

2

３．緊急銃猟の実施に関する事項

（１）緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 （うち、兼務の人数）	補足（役職や所属、その他関連情報）
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
捕獲者を サポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例）○○課より○名
住民への避難を 呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例）○○課より○名
緊急銃猟の様子を 記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例）○○課より○名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

（3）緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無			有　・　無		
発射弾数		命中弾数		貫通弾数	
跳弾等の有無	有　・　無		跳弾の状況		
物損の有無			有　・　無		
物損がある場合の今後の対応					
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。				

5

4．緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

（1）過去５年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有　・　無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有　・　無
捕獲等以外（追い払い等）の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有　・　無

（2）緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有　・　無	対応マニュアルの 作成に関する状況	*※出没対応マニュアルに緊急銃猟対応時の対応を追加している場合は、当該マニュアル名を記載下さい。*
権限委任等の有無	有　・　無	権限委任等の状況 （委任等をしている場合には その方法を含む）	
捕獲者の確保の有無	有　・　無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有　・　無	訓練・研修等の実施状況	

加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容 （第三者の人身事故）	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容 （第三者の物損）	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容 （自損事故）	
交付金の利用状況	

5．考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

6．情報共有の可否

他自治体への情報共有	可　・　不可
警察（警察庁や都道府県警察等）への情報共有	可　・　不可
その他	※情報共有の可否に関して補足があれば、記載下さい。

注）報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善や他省庁が行う人の日常生活圏におけるクマ対策等に活用させていただきます。